

要項管理番号	措置の分類	- 2 措置の内容 (対応策)	現行の法規制等の内容及び関連する規制改革措置の内容	関連する官民間の競争条件均一化措置	開示する情報	その他必要事項	連絡先 (担当者) について	提案事業名	- 1 「市場化テスト」の対象とすべきと考える具体的な事業	- 2 提案理由	- 1 官民間競争入札の結果、民間事業者等が落札した場合、その参入を阻害し得る現行の法規制の内容	- 2 必要と考える具体的な規制緩和措置	官民間競争入札の実施に当たり、必要と考える官民間の競争条件の均一化措置の具体的な内容及びその理由	開示すべきと考える具体的な情報	その他必要と考える事項	制度の所管官庁
2 1								ドキュメント管理事業 (公文書の管理・運用・保管等に係る事業)	国立公文書館の公文書の管理、保管、公開と言った一連のバックオフィス業務を、民間事業者の委託をすることで、民間事業者の持つ優れた文書情報のデジタル化技術・IT技術を利用して、業務の効率化やコスト削減と言った効果だけではなく、利用者への利便性向上を図ることも可能となり、情報公開の観点からも有意義であると考え。	国立公文書館法第五条の特定独立行政法人の規定により、民間事業者の国立公文書館の事業参加が阻まれている。	民間事業者においても、行政に係る情報を扱うことが出来るようにする。	官の持つ情報の全面開示 (特に、技術面における内容や、他庁庁や他業務との関連性)	各行政機関の公的文书の種類、内容、使用方法や目的、等の情報、現在の公文書館の職員数、コスト、各種業務内容に関する情報の開示。	業者選定においては、設備投資や職員への教育等が必要である為に、最低でも5年程度の継続受託を前提としたい。又、単純な入札ではなく、本業務における技術的信頼性を加味して、業者選定を行う必要があると考え。	内閣府	
2 2								運転免許証の交付・更新事業	現在、各都道府県の公安委員会で実施されている。運転免許証の交付・更新・運転者講習に関する業務。	・民間の自動車教習所などで運転免許証の交付・更新が可能になれば、申請者にとって利便性が高まる。 ・免許交付・更新手数料の削減。 ・更新の際、運転者講習の質の向上、費用の削減。		・落札者の評価に当たっては、特に官側のコストのうち、免状額・補助金額などを明示・公表すること。 ・落札者の評価に当たっては、サービスの質についても充分評価すること。	・現行の交付・更新事業について、所要人員、費用、業務量などの情報を開示する必要がある。	・営業時間の延長 ・土日祝日の営業	警察庁	
2 3								「運転免許に係る業務」	運転免許更新センター、警察署、試験場で行う「運転免許に係る業務」については、公共上の見地から、3年間にわたり、順次民間に移行する。17年度 更新手続、住所変更手続 18年度 失効手続、再交付の手続 19年度 運転免許試験の実施、国外運転免許証の手続	公正な更新、試験制度の維持は民間でも可能である。テスト期間として2年間の猶予を置く。	道路交通法	現行職員のUターン制度により、雇用維持、業務の円滑な遂行に配慮する。	「落札者の評価に当たっては、コストだけでなくサービスの質の向上についても総合的に評価しなければ、民の創意工夫が適切に評価されず、官民間の競争条件が均一化されない懸念がある。」	現行の関連する直接的な費用のみならず、間接的な費用に関する情報を開示する必要がある。 現行の免許更新等の事業について、所要人員、業務量といった情報を開示する必要がある。		警察庁
2 4								「交通違反反則金及び罰金の徴収事業」	「交通違反に係る反則金及び罰金の徴収に関する事務」	「反則金及び罰金の徴収については、これを民間が、未納分の回収作業、及び、カード決済、コンビニ収納といった方式で実施することとすれば、支払方法の多様化、未納の減少などの点で改善が図り得る。」	「未納分回収業務の委託については、弁護士法・サービス法により一般企業の法律事件に関する行為が禁止されている、及び、未納反則金・罰金がサービス法での対象債権となっていない。」	「弁護士法を取立て行為が行えるように改正する事、及び、サービス法の対象債権とする改正が必要である。」	「落札者の評価に当たっては、徴収コストだけでなく、未徴収の圧縮、市民の支払い方法多様化も含め検討していきたい。」	「現行の反則金・罰金徴収について、関連する費用及び、徴収状況に関する情報を開示する必要がある。」	「カード決済においては、加盟店契約が必要である。又、無線型カード決済端末なども検討したい。」	法務省 警察庁 財務省
2 5								「自衛隊後方支援事業」	1. 自衛隊地方連絡部の業務 募集業務 広報業務 その他総務及び連絡等の業務 2. 就職支援及び自動車教習等資格教育 退職前の再就職のための教育 自動車教習所の資格取得教育 その他関連業務・教育 3. 駐屯地等業務隊、後方支援等の業務 防衛弘済会等へ委託している業務 (売店・食器洗い等) 駐屯地施設管理 (ボイラー・浴室等) 演習場管理 自動車整備工場 その他関連業務	1. 現状 米英他諸外国 (タイ等の一部アジア諸国を含む) では、防衛、広報、就職支援、輸送、情報管理、警備及び施設管理、給与支払い、手帳管理、印刷、特許管理業務など多岐にわたりアウトソーシングが行われている。 各々の地方自治体において募集業務の責任及び地方が担っている。 地方連絡部、駐屯地の地方支援業務に多くの自衛官が従事している。 自衛隊は現在、組織がピラミッド型になっており、これを「重」の比率が高く人員費が上昇し、また、これにより「重」の比率が高くなる傾向があり、結果として、新規採用者の競争率は依然低く、定員割れし、毎年毎年採用者の確保を期する結果となっている。 防衛隊の退職後の地域での活動は十分とはいえない。 予備自衛官等の社会的認知度、質の向上等ができていない。 2. メリット 後方支援にある自衛官及び事務官等を送るし、活動的自衛官をシフトすることにより、コスト削減やアウトソーシングによる業務等の削減であるとともに、人材を活性化し、受け皿・経験値として機能させる。 ピラミッド型組織への改革を後押しし、若年層の就業機会を広げられる。 予備自衛官等の採用により柔軟性を確保するとともに、予備自衛官等の定員により将来的な少子化・高齢化に対応する可能性がある。 既卒を吸収しやすくなることにより、シフトワーク・ローカル雇用などに資する。また、有事発生時の既卒の帰郷の土壌を育成する。 結果的には、防衛隊等が円滑に活動する人材ソース、パイプとなるなどの効果が考えられる。 「安全保障と防衛力に関する野合、が先にある」とした報告による。新たな防衛力整備の効率化・低コスト化、安全確保シフトワークの削減、人事削減等を後押しすることができる。	1. 自衛隊法第24条、第29条、第97条等、自衛隊法施行令第48条、第114～120条等の自衛隊地方連絡部の任務及び地方自治体の役割・義務に関する定め、並びにこれらに関連する運用・給与などの法令等 2. 防衛大綱による定数等の問題 3. 予算執行上の融通性・区分分け等の問題 予備自衛官等が懸念すると思われるリスク 予備自衛官等募集の安定性への懸念 秘密保全 (セキュリティ) 上の懸念 募集・支援・広報といった自衛隊の窓口が外部委託されることによる国民からの信頼性への懸念 自衛官等定数削減への懸念	1. 予備自衛官等 (退職自衛官、非常勤の特別職国家公務員) が、その業務の主要部分を行えば懸念事項及び官民業務の境界のグレーゾーンの業務において発生する問題 (責任問題・重複によるコストアップ) を解決できると判断する。 2. 民がすることになった場合の事務官等及び自衛官の本事業への円滑な転換 3. 入札する企業体は、人材派遣会社、置備関係会社現在予備自衛官を多く採用している企業など、また、防衛関連シンクタンク・防衛関係協力会、地元協力団体等のSPC会社が望ましいと思われる。 4. 建物・施設の所有、維持管理に関する問題の解決・均一化処置	1. 予備自衛官等 (退職自衛官、非常勤の特別職国家公務員) が、その業務の主要部分を行えば懸念事項及び官民業務の境界のグレーゾーンの業務において発生する問題 (責任問題・重複によるコストアップ) を解決できると判断する。 2. 民がすることになった場合の事務官等及び自衛官の本事業への円滑な転換 3. 入札する企業体は、人材派遣会社、置備関係会社現在予備自衛官を多く採用している企業など、また、防衛関連シンクタンク・防衛関係協力会、地元協力団体等のSPC会社が望ましいと思われる。 4. 建物・施設の所有、維持管理に関する問題の解決・均一化処置	1. 自衛隊地方連絡部 (出張所等すべて含む) の人員及び事業費用 (費用等) 2. 自衛隊地方連絡部業務内容 (民間委託可否) 3. 人員数 (事務官等・自衛官、非常勤職)、事業費用 (募集・広報、広報費)、年間採用者数 (採用定員数、採用率、採用時期) 4. 民間就職支援者数及び企業数 5. 民間企業からの採用 6. 地方自治体の募集協力の実態 7. 就職支援及び自動車教習等資格教育の人数及び事業費用 8. 退職前の再就職のための教育、就業指導、人材及び免状業務、教育時間・費用 9. 自動車教習所の状況 (教育所人員数・入札及び受託業務、施設・設備、置備品、その他委託可能な業務、教育所) 10. 駐屯地等業務隊、後方支援等の業務の人員及び事業費用 11. 防衛弘済会 (親戚委託可否) 12. 人員 (事務官等・自衛官) 及び事業費用 13. アウトソーシングの内容及び費用 (平成14年度?) 14. 光熱、水道等における軍事民間会社等へのアウトソーシングの状況 15. 防衛隊の施設管理業務のアウトソーシングの状況 16. 防衛隊の施設管理業務のアウトソーシングの状況 (平成15年度?) 17. 自動車整備工場・自動車整備業務のアウトソーシングの状況、自動車整備協会・民間自動車修理業者との協力関係、人員 18. 予備自衛官等に関する予備自衛官等の実施及び防衛サイドの認識	1. 予備自衛官制度、即ち予備自衛官制度等の社会的認知度の向上 2. 予備自衛官、即ち予備自衛官等の制度改革 (定数を延長して人材を確保するなど)、質の向上と有効活用	防衛庁

2	6							「行政評価事業」	「現在の行政評価事業の問題点」 ・職員が正社員または契約社員中心であるため人件費が高い ・行政評価対象地域の住民と密着しきれていないため、行政を改善すべき点の優先順位づけが難しい ・密着した事務でも住民にとって緊急を要する事柄に対し、その重要度合いがわかりにくい ・本提案による改善点 ・職員に行政評価対象地域住民をアルバイトとして積極活用するので、人件費が抑制できる ・行政評価対象地域住民を職員として採用するので、地域事情に精通した「専門家」が、精度の高い行政改善点の優先順位付けをすることができる。				「落札者の評価に当たっては、コストと同様にサービスの質の向上についても総合的に評価しなければ、民の創意工夫が適切に評価されない。今回のご提案では、現状以下のコストでどれだけ地域に密着した行政評価が可能になるかという点にある。」				総務省
2	7							選挙啓発事業	常時啓発・臨時啓発・国民運動推進（選挙浄化）	1. 国政・地方選挙を問わず投票率の長期低迷傾向に対し、有権者の立場から見る。選挙の選挙啓発効果は高くない。その事業内容は、有権者の投票選択に資する情報に乏しい選挙公報や投票啓発チラシやチラシ配布など、有権者の関心が欠ける上、その意識変化にも対応していない。よって、前例踏襲に陥りがちな方法によらず、自由な発想が期待できる民間組織による創意工夫が必要。選挙啓発活動を行っているNPOやコンサルティング会社等に門戸を開けば、選挙公報やチラシ配布など投票啓発とした手法以外に、新しい形態での情報提供や公開討論会を開催するなど有権者のニーズに即した選挙啓発活動の余地が生まれる。その結果、投票率向上も期待できる。	総務省設置法、組織令、組織規則を見る限り、認められない。公選法施行令第14章補則は改正の余地がある。	人参加者の門戸は広く、組織形態による資格要件を設けない。	事業の性質上、地方選挙管理委員会や報道関係団体との関係性の深さに注意し、不当な働きかけなどを排除しなければならない。また、「明るい選挙推進協会」は年間収入の78%を総務省からの補助金・委託費等に依存しているため、同省との関係が深いと推測されるので、同協会が不当な優位性を持たぬよう注意が必要。	これまで同事業により蓄積されたすべての情報、データなど。			総務省
2	8							各府省が実施している国家資格試験関連事務	各府省が実施している国家資格試験の関連事務（広報、受付、会場・人員手配等） 対象：法務省（司法試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験）、金融庁（公認会計士試験）、特許庁（弁理士試験）	国家試験の実施に係る広報・受付・会場・人員手配等の事務は、職員の余剰のない定型的業務といえます。これらの試験関連事務を民間に委託することにより、試験運営コストを大幅に削減し、国民の受験料・検定料負担の軽減を図ることが期待できます。	なし	なし	落札者の評価に当たっては、民間に負担させられる税額分及びそれに伴う経理事務費を適切に加除しなければ、民間が不利な扱いを被ることとなる。	本業務要する直接的間接的費用（活動基準原価計算等の考え方をを用いたもの）		法務省 金融庁 特許庁	
2	9							福利厚生事業	国等（各府省の内部部局、外局、地方支分部局に加え、独立行政法人、特殊法人等を含む。）各府省等が独自に行っている福利厚生事業。（国土交通省・文部科学省・法務省・厚生労働省）	既に一部の中央省庁では実施している福利厚生アウトソーシングを活用することにより下記効果あり。さらに各地方支分部局や各地域の行政との連携により地域における福利厚生メニューの開発をすることで、地域活性化が副次的な効果をおげることができ。 ＜福利厚生アウトソーシング効果（一例）＞ 多様化する職員又は共済組合員のニーズへの対応が可能（一定の経費枠で多彩な福利厚生サービス提供が可能） 煩雑な事務作業の軽減（予約受付代行、補助金管理、情報告知等） システムインフラの提供（補助金管理システムによる精算代行、認証システム等） 地域間格差の是正 地域毎の福利厚生メニューを開発することで各府省、行政が関わっている「地域活性化事業」とも繋がることとなる。	現状、思い当たる法規制は特になし 但し、想定する課題としては下記のとおり 現行の福利厚生制度（施設）のスクラップの必然性（既得権益の問題） 横断的業務のため、複数財源利用の可能性 福利厚生事業もそうだが、地域活性化事業と連携させるとなると各府省とも調整が必要（その場合のそれぞれの規制があるかもしれない） 業務軽減によりワークフローの見直し	- 1記述の通り、各府省、各府省に横断的に関わってくるので、それぞれの規制緩和が必要となる可能性あり（特に財源の関わるもの）	下記2点を要望 双方の費用対効果を考慮いただき、アウトソーサーの福利厚生サービス利用を前提とする 「落札者の評価に当たっては、見た目のコスト、単なる効率化だけではなく、サービス内容の質の向上重視（職員の満足度向上・会費からの補助金の使途の透明性等）、現実的に達成可能である提案であるかどうかを評価いただきたい。福利厚生サービスの場合、効率化だけを追求するあまりに職員の満足度向上が達成されない危険性もあるため、また、提案レベルでは実現不可能と思われる内容を各社が提出するのを防ぐため、あらかじめ評価基準に加えていただきたい。	現行の福利厚生事業、地域活性化事業の関連部局（省庁）と直接、間接的な費用について開示いただく必要あり	福利厚生事業の場合、新しい事業でもあることから、現在、監督官庁がない。したがって、この機会に設置いただき、福利厚生担当者だけでなく職員側からも公平で透明性のあるサービスとして評価、指導していただきたい。		国土交通省 文部科学省 法務省 厚生労働省
2	10							政府開発援助インドシナ難民等救済業務	現在の外務省が財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部のみが事業の実施主体となっているが、これを民間のNPO等知見と経験を有する団体が実施することにより、コストの削減、難民へのサービスの拡充といった点で改善が図りえると考えられるため。	随意契約によって契約がなされておらず、民間参加は許されていない。	現行の随意契約をあらため、民間業者（NPO）を含めた競争入札とする。	落札者の評価に当たっては、実際の事業のみならず、管理費を適切に加除することが望まれる。	現行の政府開発援助インドシナ難民等救済業務について、関連する直接的な費用のみならず、間接的な費用に関する情報を開示する必要がある。	公益法人改革の中で、改善が困難であるとされている。 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/koeki/kaiikaku.html)	外務省		

2	1 1							政府開発援助インドシナ難民等救援業務	現在、外務省が財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部に委託して実施している難民支援事業	現在の外務省が随意契約により、一貫して財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部のみが事業の実施主体となっているが、これを民間のNPO等知見と経験を有する団体が実施することにより、コストの削減、難民へのサービスの拡充といった点で改善が図りえると考えられるため。	随意契約によって契約がなされており、民間参加は許されていない。	現行の随意契約をあらため、民間業者（NPO）を含めた競争入札とする。	落札者の評価に当たっては、実際の事業のみならず、管理費を適切に加除することが望まれる。	現行の政府開発援助インドシナ難民等救援業務について、関連する直接的な費用のみならず、間接的な費用に関する情報を開示する必要がある。	公益法人改革の中で、改善が困難であるとされている。 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/anna/shocho/koeki/kaikaku.html)	外務省
2	1 2							国税の徴収に関わる事務	現在国税局の集中電話催告センターや各税務署が行っている国税滞納者に対する文書・電話による催告事務及び、国税局・税務署が実施している現地調査や強制換償手続等の支援事務	現在国税局や税務署が行っている国税滞納者に対する文書・電話催告及び、現地調査や強制換償手続等の支援事務を、専門性を有する司法書士に委ねることにより、税務行政事務の簡素効率化とそれに伴う経費削減が実現できます。事務の簡素効率化によって、悪質・処理困難事案に対する十分な事務量の確保を図り、全体として効率的・効果的な滞納整理を遂行していくことが可能となります。	なし	なし	落札者の評価に当たっては、民間に負担させられる税額分及びそれに伴う経理事務費を適切に加除しなければ、民間が不利な扱いを被ることとなる。	本業務要する直接的間接的費用（活動基準原価計算等の考え方を用いた算出したもの）		国税庁 法務省
2	1 3							遅延債権の徴収	国税、社会保険等の徴収率アップを図りながら業務費用の削減（効率化）を目的として徴収に関わる調査業務（架電、書類送付等）の実施ノウハウを有する民間事業者が実施する提案	督促業務に関わる下記の業務について民間事業者の効率的・連動的な受託を実現したい。 督促状の送付業務 架電業務 不明者の調査業務 2次督促業務 訴訟、執行手続業務 差押え業務						国税庁 厚生労働省
2	1 4							債権回収事業	国税庁（税務署）が実施している国税未納者に対する回収受託事業	「国税未納者」に対する回収対応は、国税庁の職員等の不足もあり、思うように進んでいないのが現状だと推察される。この回収業務を経験豊富な民間サービスへ委託することにより、大幅に回収が進むと思われる。例えば、平日はもろろん土曜・日曜・祝日も平日同様に夜間架電（8時～21時まで）を実施することにより、未納者との連絡がとれ、支払いにつながっていくと思われる。	現行のサービス法（債権管理回収業に関する特別措置法）では、本件については「集金代行」としてしか取り扱い出来ない為、本件を「特定金銭債権」に変更していただく必要がある。	債権管理回収業に関する特別措置法第二条第一項、債権管理回収業に関する特別措置法施行令第一条、第三条について規制緩和を構える必要がある。	各種税金の未納件数、未納金額等		法務省 国税庁	
2	1 5							「税金収納事業」	「税金の徴収に関する事務」	「税金の徴収について、これを民間が、未納分の回収作業、及び、カード決済、コンビニ収納といった方式で実施することとすれば、支払方法の多様化など決済、遅延解消などの点で改善が図り得る。」	「未納分回収業務の受託については、弁護士法・サービス法により一般企業の法律事件に関する行為が禁止されている、及び、未納税金がサービス法での対象債権となっていない。」	「弁護士法を取立て行為が行えるように改正する事、及び、サービス法の対象債権とする改正が必要である。」	「落札者の評価に当たっては、徴収コストだけでなく、未徴収の圧縮、市民の支払い方法多様化も含め検討いただきたい。」	「現行の税金徴収について、関連する費用及び、徴収状況に関する情報を開示する必要がある。」	「カード決済においては、加盟店契約が必要である。」	国税庁 財務省 法務省
2	1 6							税務署等のバックオフィス業務	申請者、来所者、納税者の持参資料とデータベースの照合作業							国税庁
2	1 7							独立行政法人国立印刷局の事業のうち、「情報製品事業（官報、法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷、刊行）」	独立行政法人国立印刷局の事業のうち、「情報製品事業（官報、法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷、刊行）」を移管する。セキュリティ製品事業（日本銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等の製造）は印刷局に残し、造幣局との統合を行い、通貨の一元発行を担う。売上高（15年度）：セキュリティ製品事業 68,918,799（千円）情報製品事業 18,603,713（千円）。セキュリティ製品は、従来どおり印刷局の業務とするが、年間186億円の官報、法令全書、白書等の情報製品の事業に関しては、民間でも編集、印刷、刊行できるものとする。また政府刊行物サービスセンターについても、民間委託する。したがって、国立印刷局の業務のうち、情報製品事業については、中小印刷事業者の共同体、政府刊行物サービスセンターの販売事業は、地域の書店に委託することを提案する。	その理由は、民間でも十分実施できる印刷物を独占発行し民業を圧迫していること、人件費コストが常勤職員4907名（平均年齢43.2歳）平均給与額5980千円となり、今後も高コスト体質は変わらないからである。また、将来的には、独立行政法人国立印刷局と、同じく通貨制度の安定に寄与することを目的とする独立行政法人造幣局を統合し、銀行券・貨幣の製造、銀行券・貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、効率的かつ効果的な事業展開を図るための布石である。	独立行政法人国立印刷局法（平成14年法律第41号）詳細は不明	「落札者の評価に当たっては、コストだけでなくサービスの質の向上についても総合的に評価しに評価されず、官民間の競争条件が均一化されない懸念がある。」	現行の情報製品事業について、関連する直接的な費用のみならず、間接的な費用に関する情報を開示する必要がある。現行の情報製品事業について、所要人員、業務量といった情報を開示する必要がある。	印刷局の現存工場の統廃合	財務省	

2	18							万博記念公園運営事業	万博記念公園は機能的にはアムステルダムパークであるため、この公園事業を民間に開放（公設民営）し、民間の創意工夫により収益性のある事業の展開が可能であると思われる（例：収入の2割増、費用の3割減により黒字が可能）。 一方、公園事業として行っている国債等の運用事業は基金事業でも国債等の運用を行っている（利益を投資者（大阪府、国）へ配当し、地元還元する。 当事業の民間開放の成果により、国が運営するその他の記念公園などでも（例えば、沖縄海洋博公園、昭和記念公園、ひたち海浜公園等）展開が可能となり、記念公園事業においてより一層の効率化を図ることが期待できる。	独立行政法人日本万国博覧会記念機構	民間が万博公園の事業主体となるスキームとしては、以下の2通りが考えられる。 1. 国 民間 この場合、機構法から公園の運営に関する部分の改定が必要。または指定管理者制度を国の公の施設まで対象を広げる。 2. 国 大阪府 民間 公園事業を大阪府に委託する。大阪府は自ら行うのではなく、指定管理者制度の活用など、民間に代行させる。この場合も機構法から公園の運営に関する部分の改定が必要である。	民間の評価の際は、価格面の評価として法人税等の税金の発生、サービス面として、民間によるサービスの質的向上も考慮する必要がある（価格だけで評価はしない）。	機構の財産と収支の内訳（財務諸表の詳細）。	機構は資本金が1200億円を越す巨大組織であり、そのうち大阪府が570億円、残りを国が出資している。機構の事業を民間開放することにより、機構の負担を軽減し、また、大阪府や国の負担を軽減していくことが、今後の行政施策として重要であると思われる。 万博公園としては、減収化をたどる収入を向上させるため、公園内の運営委託業務（施設メンテナンス）の構成や契約プロセスの改定など、効率化を図るための各種の見直しが可能であり、積極的に民間開放すべきである。	財務省
2	19							国立美術館・博物館などの公的施設等の整備・管理・運営構築	新国立美術館は、従来の収蔵品の保管・展示と違い、企画展示を中心に運営される、国立美術館の中では新しい形式の美術館である。また土地条件のよさから、多数の集客が望める可能性があり、国民に対する文化情報発信基地として、多目に注目される存在であると見られる。ただし、現行の法規制で新国立美術館の実施業務範囲から、美術館内で商業系・エンターテインメント系のサービスの提供が制約されている。これらの法規制の緩和と、商業系・エンターテインメント系の事業企画・プロデュース能力に長けた民間事業者へ事業運営を開放することで、民間事業者の発想やリソースによる企画展示やコンテンツの充実や、利用者に対する新しいサービスの提供が可能となり、集客数の増大と利便性の向上を図ることが出来る。と考える。	独立行政法人国立美術館法第三条の特定独立行政法人の規定により、民間事業者の国立美術館の事業参加が阻まれている。	法律改正（博物館・美術館施設の基準緩和） 例：独立行政法人国立美術館法第十一条の国立美術館の業務範囲の基準緩和	官の持つ情報の全面開示	業者選定においては、付帯施設の建設やそれに伴う職員への教育等が必要である。最低でも5年程度の継続性を前提としたい。又、単純な入札ではなく、本業務における利用者への新しいサービス提供の利便性や利用者数の増大と言った予想される効果も加味して、総合評価で業者選定を行う必要があると考える。	文部科学省 文化庁	
2	20							「国等が管理運営を行っている広報施設、展示施設、資料館などの施設の管理運営事業」	現在、国等の財団法人、独立行政法人等が管理運営している広報（PR）施設、展示施設、資料館、ビジターセンター、体験学習施設、児童館等の維持管理および運営。 ◦事例：所管と具体的施設等 （独）日本芸術文化振興会（所管：文部科学省）国立劇場、伝統芸能情報館など （独）国立博物館（所管：文部科学省）東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館（以上4施設） （独）国立科学博物館（所管：文部科学省）国立科学博物館、新館分館など （独）宇宙航空研究開発機構（所管：文部科学省）航空宇宙技術センター（展示室）、飛渡宇宙センター（展示室）、種子島宇宙センター（宇宙科学技術館）、沖縄宇宙通信所（展示室）など （独）理化学研究所（所管：文部科学省）本部事務棟内に展示ギャラリーを保有している以外に、全国の科学館（科学技術館、つくばエクスプレスセンター、大阪科学技術館など）に出展している展示物 （独）科学技術振興機構（所管：文部科学省）日本科学未来館 （独）格闘技サイクル開発機構（所管：文部科学省）教習アトムプラザ、福井ビッグハンドなど （独）雇用・能力開発機構（所管：厚生労働省）私らしこと館 （独）水資源機構（所管：国土交通省）全国のダム管理所に併設された資料館<例：奈良ダム資料館、アケプラザながら、琵琶湖展示ホールなど>	広報（PR）、参加体験、学習機会提供、情報提供など、不特定多数の利用者を対象とするサービス機能をもつ施設の管理運営は、民間でも実施可能であり、国または独立行政法人においても民間導入し利用者へのサービス向上を図るべきである。		現在、当該施設を運営している、財団、独立行政法人等の業務内容をすべて公開し、同一条件で、コスト面、サービス内容で競争できるようにすることが必要。	現行の博物館等の展示施設の管理に係る所要人員、コスト等の情報、その他当該施設の情報（利用者属性、他）の開示。	施設を利用したサービスの提供において、民間ならではのアイデアが実現できるように、収益性を伴う事業の実施に制約を設けないことが必要と考えられる。	文部科学省 厚生労働省 国土交通省
2	21							プール運営事業	「現行のプール運営事業は、ある意味重要な部分とされる運営サービス（管理・安全監視業務など）が毎年の競争入札方式により実施されているように、年度を跨いでの継続的なサービスを提供することが出来ていないように理解しています。運営状況も、一般開放中心で、健康増進に関するサービスプログラムは殆ど利用者の方には提供されていない。民間のノウハウを活かし、健康情報の発信基地としての運営方法を弊社としては是非提案させていただきたいと考えております。」	特に思い当たりません。	特に思い当たりません。	「落札者の評価に当たっては、官側のコストとして、免状額・補助金額を適切に加除しなければ、民間が不利な扱いを被ることとなる。」 「落札者の評価に当たっては、コストだけでなくサービスの質の向上についても総合的に評価しなければ、民の創意工夫が適切に評価されず、官民間の競争条件が均一化されない懸念がある。」 上記2点についてはそのまま望ませていただきます。	「前年度を含めた3 - 5年位のランニングコストを公開していただきたい。」「各種図面（建築・設備）をすべて公開したい。」	「もし地域的な条例や利用者層の制限、営業時間や休館に規制があるようであれば、その確認」	文部科学省

2	2							国立阿蘇青年の家に関する運営事業	現在、左記建物に関するすべての運営管理	民間による運営の方が事務処理や収支計画に関する効率的運営が可能になる。また施設の利用目的を単に研修目的とするよりも立地的条件から観光基地としての側面も持たせるなどの幅広い運営を行うことにより施設そのものだけでなく、地域社会の活性化に繋げる目的を地元業者として取り組んでみたいと考えた。	法的には特になし。	左記のとおり研修のみの利用とかがい縛りがあるならその撤去。				文部科学省
2	2	3						国立博物館の電子化による情報公開の民営化事業	国立博物館で開催する展示典の情報を電子して公開し、集客を呼ぶと同時に国民の教養向上に資する事業	文化庁のホームページで公開されている重要文化財の画像など電子化されている。国立博物館の展示物を広く電子画像化し広報することで、国民の教養向上と集客向上を図る。全国の国立博物館をつなぎ広報事業の民営化によりコスト削減を図る。			現在の広報の内容と費用			文部科学省
2	2	4						「国立大学授業料収納事業」	「国立大学の授業料収納に関する事務」	「授業料の収納について、これを民間が、未納分の回収作業、及びクレジット決済、カード決済、コンビニ収納といった方式で実施することとすれば、支払方法の多様化など公共サービス向上の点で改善が図り得る。」	「未納分回収業務の委託については、弁済士法・サービサー法により一般企業の法律事件に關する行為が禁止されている、及び、未納授業料がサービサー法での対象債権となっていない。」	「弁済士法を取立て行為が行えるように改正する事、及び、サービサー法の対象債権とする改正が必要である。」	「落札者の評価に当たっては、収納コストだけでなく、市民の支払い方法多様化も含め検討いただきたい。」	「現行の授業料収納について、関連する費用及び、収納状況に関する情報を開示する必要がある。」	「カード決済、クレジットにおいては、加盟店契約が必要である。」	文部科学省 法務省
2	2	5						債権回収事業	独立行政法人日本学生支援機構が実施している奨学金返還未納者に対する回収受託事業	現在、独立行政法人日本学生支援機構では、口座振替不能者に対して電話による入金案内業務を入札制度により当社に委託している。更に、未払金回収業務をサービサーで行うことにより、延滞率の大幅な改善が図り得ると思われる。						法務省 文部科学省
2	2	6						学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の発行・管理事業	現在、独立行政法人学生支援機構が行っている学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の発行・管理事業	現行、学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の発行・管理事業は、交通機関であるJRのみといった極端に限られた適用範囲であり、これを民間が適用範囲の拡大という点で実施することができれば、学生サービスの充実、学生の積極的な勉強意欲の向上という点で改善が図り得る。	1. 参入障壁（財団法人学生支援機構にのみ委託している理由）にあたる法規制はわかりません。 2. 学割証の利用範囲規制については、財団法人学生支援機構が定める学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の使用に関する調査に基づいて規制されている	利用範囲をJRに限定している点、枚数制限等といった規制を緩和・改革することを講ずることが必要基本、JR以外の交通機関における学割適用の拡大、展開：交通費以外の、書籍購入費、資格試験費、就職活動時の宿泊や留学といった適用範囲の拡大	現行の独立行政法人学生支援機構が行っている学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の発行・管理事業に対しての 助成金額（業務委託費） 助成（業務委託）項目 助成金（業務委託）に対する義務・業務 その他、JRへの助成金があれば、JRに対しての 助成金額 助成項目、助成金に対する義務・業務			文部科学省
2	2	7						ハローワーク（公共職業紹介所）	一つの紹介所が実施している業務を一括して「公設民営方式」にて実施。 官民競争の上、何れかが落札する考え方ははずれしているかもしれないが、モデル事業では、複数の紹介所を対象とし、一つの紹介所毎に委託先を決めて（例えば官・民・民）効果測定をしても、良いのではないか。							厚生労働省
2	2	8						ハローワーク宮崎運営業務	現在のハローワークの求職者に対する相談は表面的なものが多く思われる。そこで、相談員としてビジネス社会での実務経験が豊富な人材やキャリアカウンセラー等を配置し、求職者に対し現在のビジネス社会のニーズに即した相談を行い、就業意欲の乏しい求職者に対しては、より具体的に就業意欲の喚起を図り、キャリアカウンセリング以外にも履歴書・職務経歴書の書き方や面接対応の指導を積極的に行う事で、求職者の質を高め、就職率のアップを計る事ができる。一方、企業に対する求職者の紹介も現在のハローワークは、求職者の経験等を余り考慮せず、本人の希望のみで、その人材をそのまま企業に紹介している状況が殆どだが、職業紹介は本人のキャリアカウンセリングの結果を十分考慮した上でを行い、求職者と求人企業双方の無駄を出来るだけ省き、就職でのミスマッチを減らす様にする。又、ハローワークの運営時間を平日夜間8時迄と土日にも広げ、在職者のニーズにも対応していく。	国際労働機関88号条約により、当該事業については民間事業者の参入が認められていない。	国際労働機関88号条約について、民間企業が無料で職業紹介を行える様、規制緩和を講ずることが必要。	落札者の評価に当たっては、コストのみならず、業務内容の質の向上に関しても総合的に評価しなければ、民の創意工夫が適切に評価されず、官民間の競争条件が均一化されない懸念がある。特に、業務内容の評価に関しては、求職者や求人事業所による評価も必要であると考えられる。	業務内容と業務毎の所要人員、及び運営に関する費用全般（人件費を含む）	ハローワーク、ヤングハローワーク、職業訓練機関やその他就職支援業務実施機関等が密接に協力して、失業者対策の業務をより効率的に行う事が必要と思われる。	厚生労働省	

2 2 9								民間版ハローワーク	現状ハローワーク（公共職業安定所）で行っている。無料職業紹介事業の民間開放。	グッドウィル・グループ等として再就職支援事業である株式会社・マゼンメント・ジャパンの再就職支援策と「民間委託による長期失業者の就職支援」の実績を根幹に、グッドウィルの軽作業派遣や短期派遣の実績を加えた総合的な就業形態を求職者に提案出来る。求職者の職業訓練等も視野に入れた提案を考えております。 主な参入事業として ハローワーク再就職希望者の相談窓口及び事務手続き業務、再就職関連助成金の事務処理業務、求人開拓コンサルタント業務の請負、各種セミナーの請負を考えてます。	職業安定法	職業紹介時の紹介斡旋フィーに関して協議が必要となるかと思えます。	ハローワーク別日時・月次・年間の求職者数や紹介決定数、求職者宅宅、又最低限のサービス品質保持の為の業務コスト。		厚生労働省
2 3 0								地方における職業紹介事業	現在地方のハローワークが行なっている事業のうち職業紹介（職業紹介業務・求人業務）に関する事業。	現在のハローワークの職業紹介事業は、紹介成功率が2割と低い水準であると言われており、特に首都圏以外の地域ではうまく機能していないという問題がある。これを特に首都圏外における再就職支援事業にて既に高いマッチング達成率を有する弊社のような民間事業者が、カフゼ・ゼンギング・積極的雇托型求人情報収集および適切なマッチングという再就職支援方式で実行することとすれば、紹介率の向上という点で改善が図り得る。			現在のハローワーク職業紹介事業について、関連する直接的な費用のみならず、間接的な費用に関する情報を開示する必要がある。		厚生労働省
2 3 1								職業紹介、職業訓練事業	現在、厚生労働省(各地方労働局長の職業安定所・職業訓練校など)が行っている職業紹介、職業訓練事業	1) 現行の職業紹介事業は、職業安定所が行っているが、次のような特徴を有している。 ① 求職者の登録、求職、選考などの業務がかなり充実している。 ② 求職者の登録が、就職活動の中心となる。 ③ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ④ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ⑤ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ⑥ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ⑦ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ⑧ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ⑨ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ⑩ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ⑪ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ⑫ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ⑬ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ⑭ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ⑮ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ⑯ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ⑰ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ⑱ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ⑲ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ⑳ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㉑ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㉒ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㉓ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㉔ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㉕ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㉖ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㉗ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㉘ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㉙ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㉚ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㉛ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㉜ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㉝ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㉞ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㉟ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㊱ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㊲ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㊳ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㊴ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㊵ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㊶ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㊷ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㊸ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㊹ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㊺ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㊻ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㊼ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㊽ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㊾ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。 ㊿ 求職者の登録が、求職活動の中心となる。	1) 職業紹介事業として認可されていない事業者は職業紹介事業ができない。 2) 職業訓練についても同様の認可が必要。	1) 当該事業の場合、対応する求職者の人数、紹介成立数、定着率、訓練者数などの実績が伴わなければ競争入札の意味がないため、対応人数や紹介成立などの実績に応じて単価換算した入札も視野に入れるべきと思う。 2) 上記以外に、現状の職業紹介、職業訓練の一部を競争入札できる制度も欲しい。例えば、企業のワークシェアリング、トライアル雇用、インターンシップなどに関するアドバイスを実施 ニートなどの浮動労働力・未活性労働力の実態調査 就職先を紹介し、就職した後の元求職者の実態調査(定着率など) ニートや若年者に対する	1) 現状の公的機関が行っている次の実績 紹介実績 紹介後の定着率 上記のうち、身体障害者、若年者、高齢者の実績(人数、比率) 求人企業の公的機関による求職者の公的機関による紹介者の就業実績 現状、公的機関が行っている求職者就職に關する費用(一人当たり総経費)		厚生労働省
2 3 2								現在札幌公共職業安定所・札幌公共職業安定所・札幌北公共職業安定所の3所が行っている	現在札幌公共職業安定所・札幌公共職業安定所の3所が行っている 1. 求人開拓業務 2. 職業相談(キャリアカウンセリング)業務の受託または職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務	進行、提供されているサービスを期間外が実施することで、下記メリットが得られると考えられる。 1: 求人開拓業務 求職者より定着性の高い求職者を集める地域で実施している求人開拓業務を一括実施し、従来の求職能力により、効率よくコストを削減することによって、求職者のニーズを収集・把握し、企業に対し求職希望者を紹介する。 2: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 3: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 4: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 5: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 6: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 7: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 8: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 9: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 10: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 11: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 12: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 13: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 14: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 15: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 16: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 17: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 18: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 19: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 20: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 21: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 22: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 23: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 24: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 25: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 26: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 27: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 28: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 29: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 30: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 31: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 32: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 33: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 34: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 35: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 36: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 37: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 38: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 39: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 40: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 41: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 42: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 43: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 44: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 45: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 46: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 47: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 48: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 49: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 50: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 51: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 52: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 53: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 54: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 55: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 56: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 57: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 58: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 59: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 60: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 61: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 62: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 63: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 64: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 65: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 66: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 67: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 68: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 69: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 70: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 71: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 72: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 73: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 74: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 75: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 76: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 77: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 78: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 79: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 80: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 81: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 82: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 83: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 84: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 85: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 86: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 87: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 88: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 89: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 90: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 91: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 92: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 93: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 94: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 95: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 96: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 97: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 98: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 99: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。 100: 職業相談員(キャリアカウンセラー)の派遣業務 求職者に対して、求職活動の支援(求職活動の進捗確認、求職活動の進捗確認)を行う。	1) 職業安定法第1章第5条について、「政府の行う業務」と定められている点の規制緩和・規制改革を構ることが必要。 2) 官民競争均一化のため、ハード面やコスト面だけでなく、ソフト面の評価も含んだ評価項目の事前公開と、入札後の評価結果の公開。	1. 現在の当該事業の公共職業安定所の運営に関する全ての諸経費、業務の流れと内容、それに従事する職員数、職員の雇形式に関する情報。 2. 当該事業によって現状達成されている具体的な成果。	落札者が民間企業の場合、他の職業安定所および関係機関等とのスムーズな情報共有等の連携が図られること。	厚生労働省	

2 3 3																																									
2 3 4																																									
2 3 5																																									
2 3 6																																									

2 3 7								<p>1. 学校任せの職業教育訓練機会の代行と職業情報・就職情報の提案 (イ・カンパニー、職業カウンセラー派遣、職業紹介、求人企業紹介、企業ニーズに合った教育訓練)</p> <p>2. 職業教育・進路指導の人材関連企業活用 (キャリア教育の年間運営、進路指導者・教師の啓蒙、キャリアセンターの派遣、職業教育のワークショップ企画・運営等)</p> <p>3. 民間人校長、教師の紹介と再就職支援 (専門分野の民間人活用) (別添資料参照)</p>	<p>1. 教科書的な職業指導から民間の実績を背景にしたキャリアカウンセリングによる就労観、職業観の醸成が若年者の失業率低減に効果大。</p> <p>2. 企業ニーズに基づく職業訓練やイ・カンパニーの導入により学校の初任給作り、ブライディングをサポート</p> <p>3. 民間のノウハウを活用し、職業教育による学生の「自律・自立」を具現化する</p> <p>職業観、就労観の確立には思春期における「仕事観と人生観」に対する意識改革が急務。高校時代からの現実社会への理解を促す。</p>						<p>内閣府 文部科学省 厚生労働省 経済産業省</p>
2 3 8							<p>「民間委託の就職相談事業」</p>	<p>1. 現行のハローワークの紹介事業は、1日当たりの来訪者が多く、(例：都心のハローワークの来訪者、日当たり1000人～1500人)個別の相談時間がとりにくい状況にあると聞いている。</p> <p>ここに、就職活動中の方々に専門的な知識のある人材が個別相談に応じることで、早期の就職の実現をはかり、失業率の改善策をはかると共に、雇用保険の失業手当の受給を引下げることが出来る。</p> <p>2. 1～5年にわたる長期失業者の方々の割合は、実態に個別の相談を受けていないのが現状である。長期失業者になる前に個別相談に専念することで出来れば、現状よりも短期で就職することにより、雇用状況が改善されると考えられる。</p> <p>3. 方法としては、雇用保険の受給者に1人3部分の相談チケットを配分し、そのチケットはハローワークで、使っても良いし、民間の紹介事業者各社で使っても良いこととする。</p> <p>「数は多いうちに打て」というように失業となった早期の時点で、将来の人生設計、適性把握、就職への意欲の進捗を示す、ことにより失業率は改善されると考えている。相談が紹介につながるケースが増えることが望ましい。</p>	<p>「ハローワークの業務を有料で受託する方策は認められていない」</p>	<p>「ハローワークは、公的機関として、公平で無料サービスを提供している。しかし、民間で出来る部分は出来るだけ民間化し、無料のサービスは、就職困難者であるとか、障害者等ハンディキャップのある方々(特に社会的弱者)へ強化していくことが望ましい。かつ官民は、サービスの内容で競争することが相互の活性化につながる。将来方向としては、就職は自助努力を基本として、有料サービス化が望ましい。</p>	<p>「サービスの受益者が選択することによって、必要なサービスを受けられることが望ましい。チケット制とすることによって、官と民の知恵とサービス水準の向上が期待出来る。</p>	<p>「1人当たり2時間程度のコンサルティングと、3回は相談が必要とすれば1回当たり 1.5万円、3回当たり 4.5万円 で就職率を改善することが可能である。</p>	<p>「モデル事業」の観点からも当初は既存のハローワークに併設が現実的であると考ます。各業務担当に関しては必要に応じて、現担当者への意向・転籍、も視野に入れてあります。データベース等既存のインフラを共有する一方で、独自の設備の設置も必要と考ます。</p>		
2 3 9							<p>シニアハローワーク事業</p>	<p>シニア専門(40歳以上)の無料職業紹介事業及び有料の再就職支援事業(公設民営方式) 当初は既存のハローワーク内に併設</p> <p>求人受付 新規求人開拓 新規雇用の提案・創設 企業向けセミナーの開催 企業交流会の開催 ボランティアスタッフの登録 新規雇用形態の提案 キャリアカウンセリング 就職セミナー 各種助成金の相談 雇用保険の給付 再就職支援事業</p>	<p>少子化高齢化が急速に進み、更には「終身雇用制」が完全に崩壊した現在の労働市場において中高年を取り巻く環境は厳しく、改善の兆しが見えません。中長期的な視点に立てば、40代～60代の中高年の労働力を有効活用し、積極的に雇用する為の「新たなビジネスモデル」を構築する事は急務と言えます。現在の再就職支援事業や助成金の給付は対処療法の域に留まっています。「民」のノウハウを活用して受け入れ先企業へ積極的提案を行い「官」が後方支援するスキーム「新たな雇用を創設する恒久的な事業」がいま求められています。</p>	<p>無料職業紹介事業と有料再就職支援事業(アドバイザー)の両立は事業許可、免許の取得等の面から考えて可能か?またハローワークが派遣事業の免許を取得する事は可能か?</p>	<p>落札者の評価は、以下の4点に關して評価していただきたい。 就業率を向上させる為の具体的な施策や取組を提案出来るか。 当該業務の経験、実績を有しているか。 同一条件、同一環境においてコスト面で現状より効率的な提案がなされているか。 長期的ビジョンを有している</p>	<p>(首都圏の)ハローワークに於ける中高年対象の職業紹介事業について下記の項目に關して情報開示をお願いします。 直接的・間接的コストの明細の開示 担当者一人当たりの年間の求職総数と求人企業集について 適応可能な助成金の種類と支給総額 同様業務を民間等に外部委託した場合のコストの明細とマッチング状況</p>	<p>「モデル事業」の観点からも当初は既存のハローワークに併設が現実的であると考ます。各業務担当に関しては必要に応じて、現担当者への意向・転籍、も視野に入れてあります。データベース等既存のインフラを共有する一方で、独自の設備の設置も必要と考ます。</p>		
2 4 0							<p>民間版シルバー人材センター</p>	<p>短期請負事業及び人材紹介/請負者であるシルバー人材センターを民間が耐える利益性を確保することにより、一気にマッチングが高まり、中高年齢者(特にブルーカラーに於ける短期市場)就業支援に繋がると考えたため。</p>	<p>グループの軽作業派遣や短期派遣で実績があり、且つ多店舗展開をしている開グッドウィルに本事業は参入しやすいと考えられています。顧客開拓や作業マッチングに強みがあり、高年齢層の就業促進が出来るかと考えております。又、全国1800箇所、年間契約金額2900億円、加入会員76万人という巨大市場を利益率(手数料)6%で行っているため、民間には参入障壁であるが、利益性を持って開放すれば必ず就労数も増えると考えたため。又グループ会社のヒュー・マネジメント・ジャパン株式会社シニア派遣事業本部で培った初任給におけるシニア層の派遣・紹介も実績としてあります。</p>	<p>請負事業の請負金額(利益性)</p>	<p>シルバー人材センター別日時・月次・年間の求職者数や紹介決定数。求人会社名等。又最低限のサービス品質保持の為の業務に17%。</p>	<p>厚生労働省</p>			

2	41							テレビ面接サービス事業	<p>現在公共職業安定所が実施している求職者支援事業のうち、特に面接に関してTV面接システムを導入する。公共職業安定所のTV面接端末として広く民間事業所や公共機関、独立行政法人などに設置し、公共職業安定所に行かなくても各種相談やカウンセリング手続きの説明、求職票の受付などの対応を行うサービスを事業化する。将来的には、このTV面接システム・インフラを活用した求人求職の面接サービス実現を目指す。民間端末設置事業者にはしるべき証を提示し利便性をPRする。草の根e-ラーニングの端末としても可能性が広がります。</p>	<p>現行の求職者の支援事業は各職業安定所への来社が中心となっており、時間的・距離的にも別途時間がかかり、利便性に問題がある。各公共職業安定所にTV面接端末を設置すれば民間のTV面接システムネットワークを活用した求職者の支援が可能となり利便性を改善できる。単なる手続きだけでなく、カウンセリングやケアサービスにも活用が可能である。公設に民間・公営のネットワークを付加することで情報の共有がまし、結果入職率も高まる。</p>				<p>落ち者の評価に当たっては、コストだけでなくサービスの質や求人をするネットワークの豊富さと実績、安定性についても総合的に評価しなければ、民の創意工夫が適切に評価されず、官民間の競争条件が均一化されない懸念がある。</p>		厚生労働省
2	42							職業能力開発/教育事業	<p>「現在、独立行政法人雇用能力開発機構が行っている、職業能力開発事業」</p>	<p>「現行の公共能力開発施設の運営は、効率/コストの面でも問題を有しており、これを民間に開放し、オンライン教育等を活用することとすれば、コスト削減で改善が図り得る。」</p>						厚生労働省
2	43							国民年金未納者に対する徴収事業	<p>現在、社会保険庁が行っている国民年金の未納者に対する徴収</p>	<p>国民年金の納付率のアップが喫緊の課題となっております。03年の未納率は、36.6%、特に、20歳代の未納率は51.4%となっており、若年層に未納者が多いのが現状であります。厚生労働省の側からは、07年度には納付率80%を目標に掲げておりますが、未納率が現状のまま推移すれば、年金制度事態の存続が危ぶまれます。管理回収の専門家であるサービスに委託することにより、納付率のアップが実現致します。</p>	<p>「国民年金法」第92条の3により保険料の納付委託はありますが、管理回収までの範囲が定められていません。</p>	<p>「債権管理回収業に関する特別措置法」に本件債権をサービスが取扱いできる特定金銭債権に加える必要があります。</p>	<p>民間のサービスが入札しても、債権の特殊性から役所側の徴収方法の変更や、差押時に強制徴収を持った役人を同行させる等役所側の援助が必要である。</p>	<p>社会保険庁より、回収実績についてのディスクロージャーがなされていないの、開示願いたい。</p>	<p>弊社の手数料は、回収受託手数等30%+固定費(1件千円)程度を考えておりますが、弊社のシステム関係に費用の支出を要する可能性がある。</p>	厚生労働省 法務省
2	44							債権回収事業	<p>社会保険庁が実施している国民年金未納者に対する回収委託事業</p>	<p>「年金未納者」に対する回収対応は、社会保険庁の職員等の不足もあり、思うように進んでいないのが現状だと推察される。この回収業務を、経験豊富な民間サービスへ委託することにより、大幅に回収が進むものと思われる。例えば、平日はもろろん土曜・日曜・祝日も平日同様に夜間架電(8時-21時まで)を実施することにより、未納者との連絡がとれ、支払いにつながっていくと思われる。</p>	<p>現行のサービス法(債権管理回収業に関する特別措置法)では、本件については「集金代行」としてしか取り扱い出来ない為、本件を「特定金銭債権」に変更していただく必要がある。</p>	<p>債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項、債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条、第3条について規制緩和を構案することが必要。</p>		<p>未納件数、未納金額等及び延滞者に対する回収実績等</p>		法務省 厚生労働省
2	45							年金未納者に対する回収委託事業	<p>現在社会保険庁が行っている年金保険料徴収業務のうち、未納者からの回収を受託する事業</p>	<p>現状、年金保険料の未納が社会問題化しているが、これは制度的問題点だけでなく、回収ノウハウの乏しさや、回収に対するインセンティブがないことも一因と思われる。サービス会社は回収に関するノウハウを有しており、サービス会社に回収を委託することによりそのノウハウを活用し、効率的な回収が可能となる。またサービス会社は法務省の許可会社であり、回収行為についても厳格な規制があり、強引な取立て等社会的批判を受けることはない。</p>	<p>債権管理回収業に関する特別措置法(通称 サービス法)第2条にてサービスにおいて管理回収可能な債権が「特定金銭債権」として限定されているが、現状年金保険料債権は「特定金銭債権」とはされておらず、サービス会社が取り扱うことができない。</p>	<p>債権管理回収業に関する特別措置法(通称 サービス法)第2条に定める「特定金銭債権」の範囲を拡大する措置が必要。</p>	<p>落ち者の評価に当たって、コストを勘案するのは当然であるが、単純なコスト比較ではなく、インセンティブ・フィー等により回収可能見込額との比較で勘案されるべきであり、また過去の公的機関からの回収受託実績を勘案する等、委託する側の「安心感」にも配慮する必要があると思料する。</p>	<p>現行の未納保険料回収事業について、未納総額・1件当たり金額、地域分布、現在従事している人員数、現在の回収実績等、受託側が業務量・所要人員を判断できる情報を開示する必要がある。</p>	<p>特になし (注1) 必要と考える予算措置など、自由に記載いただいで結構です。 (注2) 必ずしも記載いただかなくとも結構です。</p>	法務省 厚生労働省
2	46							社会保険庁の業務委託業務(国民年金未納者に対する回収業務の受託<以下本件回収業務という>)	<p>本件回収業務は、当社においては当社のサービスとしての集金代行業務。当社が雇用している社会保険労務士を活用して国民年金未納者に対するコンサルタント及びカウンセリング業務、当社の大株主である弁護士と提携して法律事務としての回収業務を行う。現行上の阻害要因はない。 社会保険庁の意向により、三者連合によりただちに国民年金未納者に対する文字どりの本件回収業務の受託が可能である。 なお、当社は、常時数万件の集金代行業務、債権回収業務の遂行可能なコンピュータシステムを所持しており、かつ上記システムの能力を数倍に増加させることは容易である。</p>		—	—	—		厚生労働省 法務省	

2	4	7									年金保険料、国税、健康保険料の管理回収	未納者を対象とした年金保険料、国税、健康保険料、等の管理回収	未納者に対する支払督促は手前が掛かり、公的機関が行うには非効率と考える。	サービス法で債権回収会社が管理回収を行えるのは、特定金債権のみと規定されている。今回提案する年金保険料等は特定金債権に該当しないのでサービス法の改正が必要である。	年金保険料等を特定金債権に指定するようサービス法の改正が必要。			厚生労働省 国務省 財務省	
2	4	8									「国民年金保険料徴収事業」	「社会保険庁の国民年金事業のうち、保険料徴収に関する事務」	「国民年金保険料の徴収について、これを民間が、未納分の回収業務及び、カード決済、コンビニ収納といった方式を実施することとすれば、支払方法の多様化など決済遅延解消などの点で改善が図り得る。」	「未納回収業務の委託については、弁護士法・サービス法により一般企業の法律事件に關する行為が禁止されている。及び、未納保険料がサービス法での対象債権となっていない。」	「弁護士法を取って行為が行えるように改正する事、及び、サービス法の対象債権とする改正が必要である。」	「落札者の評価に当たっては、徴収コストだけでなく、未徴収の圧縮も含め検討いただきたい。」	「現行の保険料徴収について、関連する費用及び、徴収状況に関する情報を開示する必要がある。」	「カード決済においては、加盟店契約が必要である。」	厚生労働省 財務省 法務省
2	4	9									社会保険関連	現在社会保険庁が実施している、保険料徴収業務と当該業務に必要な個人情報の開示	現行の社会保険庁で実施している保険料徴収業務は、2002年度の機関事務制度廃止後に全国3000以上ある市町村から全国312ヶ所の社会保険事務所に移り、人手不足等による徴収成績の落ち込み、7ヶ月から24ヶ月までの未納者の急増、などの課題が発生している。民間金融機関が保険料徴収業務を実施することで、債権回収ノウハウを活用した徴収が可能となり、社会保険庁の人員負担軽減とともに徴収成績の改善が図られる。	保険料徴収業務に必要な個人情報のレベルによるもの、社会情報へのアクセスによる個人情報保護法への対応。	個人情報保護法の第三者提供の制限に沿った社会保険庁の対応	現行保険料徴収業務におけるもっとも多い保険料未納理由と対応方法（対応に必要なノウハウ） 保険料未納金額と件数 当該業務にかかる所要人員、業務量 ならびに必要な個人情報を開示する必要があると見られる。	保険料徴収業務に必要な個人の年金情報（契約情報・保険料未納額など）へアクセスするシステム構成の開示	厚生労働省	
2	5	0									国民年金の保険料 収納事業	「現在社会保険庁が実施している国民年金の保険料徴収事業のうち、納付通知・収納・収納確認に関する事務」	1. 保険料の納付・徴収の区別 国民年金の納付事務の委託については国民年金法第92条の3に定められているが、徴収事務の委託に関しては現行法の定めが見受けられない。このため、納付と徴収の区別・範囲が明確でなく、徴収業務のどの部分から民間に移行できるかどうかの判断基準がない。 2. 収納方法の制限 国民年金法第92条の2（保険料の納付方法及び納付）に「保険料の納付方法については必要な事項は、政令で定める」とある。このため、民間から様々な収納サービス（納付案内方法、収納方法など）を提案しても、政令によって、官側で制限されてしまふ。	1. 落札者の評価に当たっては、官側のコストとして、システムにかかる費用だけでなく、公務員並びに公務員に順ずるもの、人員費を適切に加算しなければ、民間が不利な扱いを被ることとなる。 2. 落札者の評価に当たっては、コストだけでなく、サービス提供時間、提供タイミング、提供窓口の拡大等サービスの質の向上についても総合的に評価しなければ、民間の競争条件が均一化されない懸念がある。	1. 現行の国民年金保険料納付業務について、所要人員、業務量及び徴収業務に係る費用の流れ、民間に委託できる業務機能の範囲、徴収業務の具体的な手順と現行システムとの機能・構成といった情報を開示する必要があります。 2. コンビニ収納、マルチポイントネットワーク収納の実施において、どのような業務手順・情報システムの改定が発生し、それらにどの程度の費用がかかっているかについて開示する必要があります。	法的な制約以外に、慣例的に行われていることで、業務の効率化を妨げていること（例：納付済み通知書の収納期間から社会保険庁への提出・保管）があれば、その撤廃と今後の改正の見込み	厚生労働省		
2	5	1									「社会保険未加入事業所に対する加入促進事業」	現在、社会保険庁およびその地方関係機関が行っている社会保険の未加入事業所に対する加入促進事業	国民年金法第92条の2に定める「国民年金の納付方法及び納付」に「保険料の納付方法については必要な事項は、政令で定める」とある。このため、民間から様々な収納サービス（納付案内方法、収納方法など）を提案しても、政令によって、官側で制限されてしまふ。	国民年金法第92条の2に定める「国民年金の納付方法及び納付」に「保険料の納付方法については必要な事項は、政令で定める」とある。このため、民間から様々な収納サービス（納付案内方法、収納方法など）を提案しても、政令によって、官側で制限されてしまふ。	当該事業を民間に委託するにあたっては、社会情報へのアクセスによる個人情報保護法への対応が求められる。また、社会保険庁が実施している加入促進事業は、国民年金法第92条の2に定める「国民年金の納付方法及び納付」に「保険料の納付方法については必要な事項は、政令で定める」とある。このため、民間から様々な収納サービス（納付案内方法、収納方法など）を提案しても、政令によって、官側で制限されてしまふ。	当該事業を社団法人が行うにあたっては下記の情報が開示されるべきである。 1. 未加入事業所に関する情報 （例）労災保険加入事業所リストと現状の社会保険加入状況の突合結果リスト 新規設立法人登記簿と現状の社会保険加入状況の突合結果リスト 未加入事業所に勤務する従業員からの保険未加入に関する内部告発情報 2. 補助金算定基礎となる加入済事業所からの徴収保険料に関する情報 （例）社団法人別月額保険料徴収額合計表	厚生労働省		
2	5	2									社会保険関連	現在社会保険庁が実施している、年金相談業務と相談業務に必要な個人情報の開示	現行の社会保険庁で実施している年金相談業務においては、7月実施のアンケートより、窓口での待ち時間が長い、窓口での対面相談ニーズが高い、複数回の相談を望む、ことなどがわかっていいる。今後、相談需要増への対応は必須であり、その際社会保険庁対比民間で実施したほうが効率的。理由として、既存の有人拠点が活用できる、相談件数の増減に対するコストの柔軟性が高いことが挙げられる。加えて、年金相談者に対し年金受給予定額を踏まえたライフプランコンサルティングサービスの提供も可能になる。	相談業務に必要な個人情報のレベルによるもの、社会情報へのアクセスによる個人情報保護法への対応。	個人情報保護法の第三者提供の制限に沿った社会保険庁の対応	現行相談業務におけるもっとも多い相談内容と対応方法（対応に必要な知識・資格・ノウハウ） 当該業務にかかる所要人員、業務量 他の年金業務との関連性（当方では、一般的年金を想定しているもの） 並びに年金情報へのアクセスの共通化	相談業務に必要な個人の年金情報（契約情報・受給見込み額など）へアクセスするシステム構成の開示	厚生労働省	

2 5 3								年金相談窓口業務の事業	「現在、社会保険事務所が行なっている相談/問い合わせ事業」	「社会保険事務所の年金相談窓口業務において、24時間/356日対応やコールバック予約等、民間のCRM/ノウハウを活用することによりCSの向上とコスト削減を図り得る。」						厚生労働省	
2 5 4								社会保険庁の人事・給与関連事務	現在社会保険庁の庶務課等が実施している職員の勤怠管理・給与計算・保険・税金関係処理等の事務	社会保険庁における人事・給与関連事務は裁量性の少ない定型的業務といえます。同事務を、人事労務管理の専門家である社会保険労務士に一括して委ねることにより、行政事務の簡素効率化と当該事務にかかるコスト削減を実現することができると見られます。また、専門性を有する第三者の目が入ることによって、経理の適正化も期待できます。	なし	なし	なし	なし	なし	なし	厚生労働省
2 5 5								通知書等発送業務	社会保険庁の書類発送業務（納付通知など）を、民間事業者が大量処理機器を活用し、更なるコスト削減（複数差出人割引の活用など）を実施する提案書類発送の主旨を鑑み、本人の手元まで送達すべきであるので、返戻郵便物については調査した上で再送するものとする。	民間事業者の大量郵便物との融合による更なる割引率取得をはじめ、同封資材の個人別選択封入の利用により、明確なターゲット別に告知資材を封入するなど効率化と効果の両面を追求する。送達すべき住所に所在するかを事前に確認を行い、無駄な郵便料等を排除し、転出している場合は住民票調査をした上で確実に送達を行う。						厚生労働省	
2 5 6									「現在、社会保険庁が実施している受付事業、住民基本台帳による生存確認事業、入力事務委託事業、外部委託のブロック化事業」をご提案申し上げます	「現行の受付事業は、待ち時間があつたり、現状のライフスタイルを考慮した際に、国民に対して利便性が悪い為、民間に委託することにより、極端に言えば365日、24時間対応が可能となる。」 「現行の住民基本台帳による生存確認事業は、エリアの問題やクレーム、同時に中高年者の失業率を考慮に入れ台帳の選定から、調査員を中高年者の受け皿とし、より円滑な事業展開ができる為」 「現行の入力委託事業は、毎回入札をし、特殊な入力スキルを要求される際は、一から教育をする無駄な作業と金額がまちまちで新規参入が難しい状態である為、地域一括受託と基本設定が大事である為」 「現行の外部ブロック化事業は、本来事業運営を円滑に運営委託企業に委託する事により、専門性の向上と民間事業をモデルとし運営する事により、国民へのサービス向上が図れるため。」						厚生労働省	
2 5 7								睦ネットワーク (略称：ll-net)	厚生労働省で行っている社会福祉事業及び雇用促進事業のうち下記の事業 ・児童福祉事業 ・中高齢者雇用事業 ・少子化対策事業 ・新規雇用創造事業	・児童福祉法第45条に基づいて各都道府県知事の認可が必要。	児童福祉法第45条に関する最低基準第32条から第34条についての規制緩和が必要。	当該事業を行う地域の対象者（高齢者・未就学児童）情報について行政と同レベルの情報を取り扱えるようにならない、 ・案内等の情報発信のため	当該事業を行う地域の対象者（高齢者・未就学児童）情報	・常駐する医師・保育士他職員への報酬 ・中高齢者の雇用補助 ・福祉事業に従事する中高齢者に対する税優遇措置 ・区民センター、公民館等公共施設の無償提供 ・義務教育時の課外授業の中に介護を導入する	厚生労働省 文部科学省		

2 5 8																																												厚生労働省
2 5 9																																												厚生労働省
2 6 0																																												厚生労働省 （国立病院機構） 法務省
2 6 1																																												国土交通省 厚生労働省 農林水産省
2 6 2																																												経済産業省

2	63							独立行政法人「日本貿易保険」の一部民間移管	海外投資保険事業の移管	経済産業省の関係業務を現在の独立法人に移管したものと認識していますが、保険料の低減を含め効率化については、民間に移管し、自由な競争下においてのほうがより進むのではないかと							経済産業省					
2	64							政府調達（公共事業を除く）対応の電子モール（e-Market Place）の開設・運用・管理事業 対象は経済産業省を想定している。	「将来、政府調達の電子化を推進するに当たって必須となる、膨大な数に達するであろう、電子モール出店者（販売者）の商品登録（コンテンツ登録）、商品保守（コンテンツ保守）、商品更新（コンテンツ更新）に関する業務ならびに、政府調達を実現（購買者側・販売者側を連携）するSystemの開設・運用・保守・管理に関する業務」 【注】 現在、政府調達向け電子モールは存在していないことから、政府調達向け電子モールの開設・運用・管理を実施している、国等（各府省の内部部局、外局、地方支分部局に加え、独立行政法人、特殊法人等を含む。）の権限は不明です。	【政府調達における契約の電子化のあり方に関する検討会：中間報告書によると、海外の電子政府で広く実施され、調達業務の効率化や透明性向上等に大きく貢献しているものがある。日本では同様の事は見られないものの、現在の契約制度において実施されている単独契約あるいは特約契約における見積書の取扱い一部自動化していることも可能と記載 【注】 当社は電力会社における調達の類似事例（単独契約物品のカタログ調達、競争契約物品のカタログ競争）を有しており電子カタログ機能に関する上流から下流（電子カタログの価格決定に用いる競争入札System、電子カタログ作成・保守・更新・委託処理Systemの運用・保守）電力会社の業務フローと類似させた）のknow-howを有し、既に政府調達で同様の業務を行うより安価で安定した業務を遂行することが可能であると考えています。政府調達を実現するSystemについても当社は大部分を既に有し、稼働していることから、政府がこれから構築（委託System）電子カタログ関係Systemを新規に構築）するよりもはるかに安価にて実現できるものと考えております。 上記2点の優位性を持つ提案致します。	【不明】	【不明】	落札者の評価に当たっては、官側のコストについては、Initial Cost、Running Costを考慮した形で評価をして頂く必要がある 【注】 電子商取引（GtoB）を実施する場合、System構築（Initial Cost）での優位に終始してしまいう可能性が高いが、実際に電子商取引を運用して行くには、Contentsの運用に多額のCostがかかることは当社の経験則から言える。 つまり、膨大な数に達するであろう、電子モール出店者（販売者）の商品登録（コンテンツ登録）、商品保守（コンテンツ保守）、商品更新（コンテンツ更新）に関するCost（Running Cost）を正確に考慮した形で、官民入札を実施しなくては、正確な評価は難しいと考えます。	【1】 国等（各府省の内部部局、外局、地方支分部局に加え、独立行政法人、特殊法人等を含む。）で別々の業務プロセス（微妙に異なるのであって）の開示若しくは、業務プロセスを統合するのであればその内容。 【2】 電子カタログを用いた受発注を電子化した場合であっても、支払に関する点で海外事例にあるようなカード決済は政府調達に関しては困難を伴うことが予想されることが、政府が有する既存の会計System（販売者への支払に関するSystem）等との関係に必要なData授受に関する要件						経済産業省		
2	65							道路維持管理事業	「現在、国が実施している道路維持管理事業」	・国は国道事務所が維持管理されていますが、道路を維持管理する際、一括して面または群管理することによって効率的な維持管理が可能になると考えています。	道路法第12条、第13条、第15条、第16条の管理者	ある特定された地域について、道路管理者から民間事業者もしくは民間事業者のグループに管理代行させることが可能な規制緩和	・法人税等の取扱が官民競争において同一条件になることを望みます。 ・また、毎年の管理費用が固定化された場合、民間事業者が修繕費用を複数年繰り越す行為に対して免状処置がなければ、適切なマネージメントが不可能。 ・落札者の評価に当たっては、コストだけでなくサービスの質の向上についても総合的に評価しなければ、民の創意工夫が適切に評価されず、官民間の競争条件が均一化されない懸念がある。	・現行の道路維持管理事業について、国の関連する直接的な費用のみならず、間接的な費用に関する情報を開示する必要はある。 ・現行の道路維持管理事業について、国の所要人員、業務量といった情報を開示する必要がある。	交通事故対応、災害対応、環境保全といった民間事業者が権限を持ち得ない事項などに対する官民の役割分担						国土交通省	
2	66							国道維持管理事業	現在、国土交通省が実施している国道および付帯設備維持管理に関する業務	現在、国道および付帯設備の維持管理をするために、全国各地の工事事務所に専属の職員が常駐している。この業務を、全国展開している建設業者に委託することにより、国費の経費節減に繋がると考えられる。		管理業務 維持管理に係る人件費や経費を、管理区間の面積で按分した単価で競争入札をする。 維持業務 維持・補修費については別途計上する。	現在、維持管理業務に掛かる経費、人件費等の詳細							国土交通省		
2	67							河川、砂防、ダム等の施設管理業務	現在、国土交通省等が実施している一般河川、ダムおよび付帯設備維持管理に関する業務	現在、国道および付帯設備の維持管理をするために、全国各地の工事事務所に専属の職員が常駐している。この業務を、全国展開している建設業者（有資格者）に委託することにより、国費の経費節減に繋がると考えられる。		管理・維持業務に係る人件費や経費を、管理区間の延長や面積で按分した単価で競争入札をする。 維持業務 維持・補修費については別途計上する。	現在、維持管理業務に掛かる経費、人件費等の詳細								国土交通省	
2	68							請負工事における監督事業の一部委託	国土交通省の各事務所が実施している土木工事のうち、特に高度な技術力を必要とする工事	は、監督と検査により契約の適正な履行を確保することになっている。しかし、高度な技術力が必要な工事や技術者が不足する小規模な町村が発注する工事では、発注者側が十分な監督を行うことができないため、工事の品質低下が懸念されている。工程管理や立会いなど一部の監督業務は、一定の能力を有した民間事業者等であれば実施することが可能であり、監督員の技術力向上による工物品質の確保が期待できる。	監督事務の根拠である会計法第29条の11は民間事業者の参入について規制するものではないが、発注者自ら監督を行うべきという考え方が前提にあるため、民間事業者が参入する機会が制限されている。	監督事務の根拠を構成する会計法、予決令や契約事務取扱規則等を、一定の要件を満たした民間事業者が参入できるように明記した内容に改正する。	官側の競争力を保つために、高度な技術力が必要な工事を専門に監督する組織を新設し、官民間の競争条件均一化を図る。	国土交通省の工事監督担当部課における、職員数・有資格者数・平均給与・1人当たり年間監督事務量（金額・件数）などを開示	地方公共団体においても監督事務の委託ができるよう地方自治法等の法改正を実施する。							国土交通省
2	69							建設業の経理知識審査等の、案内、登録	建設業の経理知識審査等事業	資格取得に掛かる案内、実施、資格証の発行等の業務を民間に委託することによって、国費の経費節減や個人負担の削減が図られる可能性が高い。		試験会場等の制限もなく、資格試験等に掛かる経費、人件費等による競争入札とする。	過去の実験者数と案内、試験、免許交付等に掛かった経費、人件費等の詳細									国土交通省
2	70							監理技術者資格更新等の、案内、講習、発行	技術者資格の更新講習等の実施業務	資格更新に掛かる講習案内、講習、資格証の発行等の業務を民間に委託することによって、国費の経費節減や個人負担の削減が図られる可能性が高い。		設備利用の制限もなく、開講に掛かる経費、人件費等による競争入札とする。	現在登録されている建設技術者や過去の免許更新者数と更新講習に掛かった経費、人件費等の詳細									国土交通省

2	71						公共工事 落札検討業務	公共工事の技術提案型入札制度やデザインビルト、総合評価方式等による競争入札の評価検討業務	落札者決定をランダムに選ばれた有識者＜第三者＞が行うことによって、公共工事の透明性を高めると共に技術力の底上げを図る。				入札内容の開示と評価結果の開示		国土交通省	
2	72						建設技術者の実務教育	現在、国土交通大学校で実施している建設技術者を対象とした教育等に関する業務	技術者認定や免許更新時等に受講している講習会の開催を、民間企業に委託することによって、国費の経費削減や受講者の負担削減に繋がる可能性が高い。				設備利用の制限もなく、開講に現がる経費、人件費等による競争入札とする。	現在開講している講座の受講者数と受講料および経費、人件費等の詳細		国土交通省
2	73						国営公園管理事業	「現在、国が財団法人公園緑地管理財団に委託している公園管理事業」	地方公共団体と同じように指定管理者を応募して、民間事業者と競争する価値があると。また、規制緩和によって公園の新しい利用方法等が模索可能かと思ひます。	都市公園法第2条の2、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条の3など			・法人税等の取扱いが官民競争において同一条件になることを望みます。 ・また、毎年の管理費用が固定化された場合、民間事業者が修繕費用を複数年繰り越す行為に対して免税措置がなければ、適切なマネジメントが不可能。 ・落札者の評価に当たっては、コストだけでなくサービスの質の向上についても総合的に評価しなければ、民の創意工夫が適切に評価されず、官民間の競争条件が均一化されない懸念がある。	・現行の公園管理事業について、国の関連する直接的な費用のみならず、間接的な費用に関する情報を開示する必要がある。 ・現行の公園管理事業について、国の所要人員、業務量といった情報を開示する必要がある。	公園の利用状況、管理運営委託状況、管理運営している財団の財政状況（競争する公園に限って）、財団の雇用状況（競争する公園に限って）、経年変化（過去3年間程度）など	国土交通省
2	74						ワンストップ行政 サービスセンター への行政手続き のアウトソーシング	(附) 「国土交通省に対する許認可・届け出等の申請手続は、書類および電子の媒体で行われているが、これらの手続きを電磁的媒体で一括し、特に電子の申請手続においては、その申請に用いる電子的方式が同一画行であっても印刷画で異なるシステムが併用されている場合が生じ得る。このように申請様式、申請方法、申請媒体、申請の相手先が多種多様化しているのは、国民にとって非常に負担が大きく、かつ、職域にかかわらずとなつており、その一方で政府は電子政府を推進しているが、オンライン化により、情報利便性に関する懸念が顕著化している。特に高齢者や高齢者の再雇用問題の解決のために、行政書士による当該業務を行うことは、問題解決の最善策である。また国民にとっても公務員であった者および行政書士という専門家によるサービスが受けられることは、国民にも行政的にも効果的かつ安心である。当然アウトソーシングによってコストダウンが図られる。	公務員であった者は行政書士と成れる。小さな政府を目指すため、加えて高齢化社会における高齢者の再雇用問題の解決のために、行政書士による当該業務を行うことは、問題解決の最善策である。また国民にとっても公務員であった者および行政書士という専門家によるサービスが受けられることは、国民にも行政的にも効果的かつ安心である。当然アウトソーシングによってコストダウンが図られる。	自動車保有関係手続きにおいて、登録自動車に関しては自動車登録番号簿を車体に取り付けたり、手数料印紙および納税証紙の販売、封印取り付け、自動車番号簿が支局ごとに指定した団体に委託されている。指定団体には当然委託料も支払われておりコスト増の原因でもある。書面申請と電子申請を併用する必要がある。本来業務が行わなければならないものを民間委託して細分化しているのは、申請者およびシステム的にも、これらの団体の窓口を渡り歩くこととなり、時間的およびコスト増となる。軽自動車の届け出手続きもワンストップ電子化すべきである。ちなみに軽自動車も財産的価値は登録自動車と同等になっているが、封印制度は実施されていない。封印は廃止すべきである。	たとえば自動車保有関係手続きにおいては、申請書売りさばき、手数料印紙および納税証紙の販売、封印取り付け、自動車番号簿が支局ごとに指定した団体に委託されている。指定団体には当然委託料も支払われておりコスト増の原因でもある。書面申請と電子申請を併用する必要がある。本来業務が行わなければならないものを民間委託して細分化しているのは、申請者およびシステム的にも、これらの団体の窓口を渡り歩くこととなり、時間的およびコスト増となる。軽自動車の届け出手続きもワンストップ電子化すべきである。ちなみに軽自動車も財産的価値は登録自動車と同等になっているが、封印制度は実施されていない。封印は廃止すべきである。	「現行の各支局ごとに構築されている電子申請システム構築費用にシフトして、所要人員、業務量などのほか、関連する直接的な費用のみならず、間接的な費用に関する情報を開示する必要がある。」 国土交通省に対する全手続のワンストップサービス化が図られれば、各支局が情報開示した費用総額は大きく削減可能となる。	全省庁行政手続き一元化をワンストップサービス化する。このほか、各支局を取り巻く外郭団体等（他の省庁）の整理を実現し、政府のコスト削減が図られる。	国土交通省		
2	75						政府検査業務	現在会計検査院が実施している政府検査のうち、特別会計における業務監査の中の、調達業務の効率性について監査を行う。	現在会計検査院が行っている業務のうち、主に効率性の観点から特別会計の調達に関する監査を行う。専門的ノウハウをもった民間の監査法人が監査を行うことにより、会計検査院と協働で強い国の会計検査の仕組みを作り上げる。また外部の立場から監査を行うことにより独立性の強化した監査ができる。	未記入		未記入	「落札者の評価に当たっては、会計検査院の検査権限と同様とすることが必要である。」	「現行の会計検査業務について、所要人員、業務量、対象範囲といった情報を開示する必要がある。」	会計検査院と落札者で対象分野について契約等を結ぶ等により役割分担を明確にし、両者が協働で政府検査を行う必要がある。	会計検査院
2	76						政府検査業務	現在会計検査院が実施している政府検査のうち、特別会計における財務監査の中の、財務諸表の正確性について検査を行う。	現在会計検査院が行っている業務のうち、主に正確性の観点から特別法人の財務諸表の監査を行う。専門的ノウハウをもった民間の監査法人が財務諸表の正確性の保証機能果たし、会計検査院と協働で強い国の会計検査の仕組みを作り上げる。また外部の立場から監査を行うことにより独立性の強化した監査ができる。	未記入		未記入	「落札者の評価に当たっては、会計検査院の検査権限と同様とすることが必要である。」	「現行の会計検査業務について、所要人員、業務量、対象範囲といった情報を開示する必要がある。」	会計検査院と落札者で対象分野について契約等を結ぶ等により役割分担を明確にし、両者が協働で政府検査を行う必要がある。	会計検査院
2	77						政府検査業務	今後会計検査院が実施することが想定される業務のうち、主に正確性の観点から省庁別財務諸表の監査を行う。	今後会計検査院が実施することが想定される業務のうち、主に正確性の観点から省庁別財務諸表の監査を行う。専門的ノウハウをもった民間の監査法人が省庁別財務諸表の正確性に対する保証機能果たし、会計検査院と協働で強い国の会計検査の仕組みを作り上げる。また外部の立場から監査を行うことにより独立性の強化した監査ができる。	未記入		未記入	「落札者の評価に当たっては、会計検査院の検査権限と同様とすることが必要である。」	「現行の会計検査業務について、所要人員、業務量、対象範囲といった情報を開示する必要がある。」	会計検査院と落札者で対象分野について契約等を結ぶ等により役割分担を明確にし、両者が協働で政府検査を行う必要がある。	会計検査院

278								会計検査院業務の一部民間委託	特定はできない。	検査院の検査結果によると、実施される検査は国や対象の政府関係機関の致しにしか達していないとのこと(某新聞)。手が回らないのであれば、一部を民間の監査法人に委託したらどうか?					会計検査院
-----	--	--	--	--	--	--	--	----------------	----------	--	--	--	--	--	-------